

平成23年 4 月27日

平成23年

第 4 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成23年第4回教育委員会定例会会議録

平成23年4月27日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
鈴木清子	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤 一 義
教育総務課長	松本 秀 男
施設担当課長	西野 正 成
教育事務改善担当課長	室内 正 男
学務課長（私学行政担当課長兼務）	飯田 衛
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁 史
副参事	菅野 哲 郎
教育センター所長	菅 三 男
社会教育課長	木田 早 苗
大田図書館長	原 聡

計 12 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第4回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成 23 年第 4 回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

また、本日は傍聴の希望があった。傍聴を許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

本日は大田ケーブルテレビから取材の申し込みがあり、教育委員会について区民に広く周知する良い機会になると捉え、編集等によりその内容に誤解が生じないように留意することを条件に撮影を許可している。

次に、会議録署名委員に野口委員を指名する。

日程第 1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

4 月に入り、校長の転入や昇任があった学校を視察している。これまでに訪問した学校については、おおむね良好な授業が行われており、子どもたちは個人的にもクラスとしても集中力があつた。一方、学年単位でもう少し授業に集中できるような、子どもたちの気持ちなどの改善が必要だと思われるような、課題のある学校もあつた。

まず、集中力があつた学校を紹介する。2 年程前、私たちがあつた学校を訪問したときには、授業中に横や後ろを向いて、授業に対する集中力が欠けており、ざわついてあつた。体育の授業では特に病気ではないが、例えば持久走を免れるために、十数人の生徒が校庭でぶらぶらしてあつた。当時、学校では一生懸命頑張つてはあつたが、改革について校長にお願いしたことを覚えてあつた。それから約 2 年が経ち、その学校を訪問したところ、子どもたちは熱心に関心を持って授業を聞き、よそ見をする子どもは一人もいない状況であつた。体育の授業でも、全員が生き生きと活動してあつた。このあまりにも大きな改善に、私は非常にうれしい気持ちになつた。校長の話では、この状態では

いけない、校長が変われば学校も変わると言われていることを自ら実践しようと思ったそうだ。校内の秩序回復は、子どもたちに集中力をつけ、その結果、不登校が減り、学力も向上する。これについては、教員全員が目標を共有してそれに向かって教員の使命感をしっかりと持って取り組む、個々の教員の良いところは褒めて、教員のモチベーションを高めた結果、教員同士のまとまりがよくなった。教員も授業を一生懸命やる。子どもたちも興味、関心を持ってついてきてくれるということが確信できることによって、ますます頑張ろうという思いが出てきたということであった。この学校では、子どもたちも気さくな感じであった。私たち教育委員会事務局の職員が訪問した時の英語の授業で、英会話の簡単なレッスンがあり、ペアになって簡単なフレーズを言って学ぶ授業があった。私や金子部長など何人かが相手になって子どもたちと一緒にやったが、あいさつもしっかりできていた。この学校の不登校率は、2年前9%程であったが、1年後には6%程、現在は3%程に下がったということだ。不登校率が下がることにより、子どもたちの授業の集中力も高まり、また学力の向上も相関性があるのではないかと思っている。子どもたちも学校に来ることに対して当然である、いじめはいけないのでいじめをなくしていこうと、子どもたち同士、生徒会などを通して発表するという雰囲気にもなっているということである。

同じような学校がほかにもあり、かつては10%を超える不登校率だったが、現在は3%になったということで、その学校も非常に落ちついた授業が行われていた。不登校率が10%くらいになるのは異常な状態で、これが中学校の不登校率平均値3%に近づくに従って、子どもたちの授業に対する臨み方も違ってくる。やはり不登校率を下げ子どもたちの集中力を高め、それを通して学力を向上させるということが非常に大事だ。これについて成功している学校もあるので、厳しい状況にあると考えている学校はこの体験を十分にそしゃくして自分の学校に当てはめて改善していく手がかかりになるのではないかと感じている。

一方、課題のある学校もある。子どもたちが授業に対して、興味や関心を持たなくて、そわそわして授業に集中できないという学校があった。一生懸命、生活指導の面から後押ししているが、ただ抑えていくというだけではなかなかこの状態は改善できないので、子どもたちが本当に勉強することに意義を感じて臨めるようにモチベーションを高める具体的な働きかけが必要であると思う。

もちろん、いい授業を行っている教員もいる。その教員の場合は、子どもたちの参加意欲が刺激されるように、子どもたちに対して言葉のキャッチボールをどんどん行い、感じのいいスピーディなコミュニケーションをとっていた。教師の側が、授業の方法を考えていく必要があると思う。よく思考力や判断力、発表力を高める必要があるのではないかという研究発表をやっているが、まさに授業そのものが、子どもたちがある程度習った既成の知識をもとにして、その授業中の問題を子どもたちに考えさせて、それを具体的に自分の頭で判断して発表する、それに対してほかの子どもはそういう判断が正しいか否かとか、授業の中で思考力、判断力、表現力を鍛えていく、そういうことをやるだけの力をつけた教員に授業をやっていただくと非常にいいという印象を抱いた。模範的な授業をやっている教員もいるので、ぜひ大田区全体で、教員がそういう教員の姿を見、授業をまねて、その上に自分の個性をさらに積み重ねて授業をしていくと、子

どもたちも自分が勉強することがどういうことなのか、勉強を一生懸命やることが生きる目的にもなり、頑張る人のために尽くすことが大切なのだということを学んでいくと思う。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見、質問はあるか。

○藤崎委員

意識の問題だけでなく、実際にどのような行動をとったかというところに教員をほめたという言葉が入っていて、ほめられることによって教員自身の自信がつき、それが生徒に向かっていったのではないかということであった。校長が変わって自分がそれを体現化しようとした校長の例では、ほかにも何か具体的に行動したことがあるか。

また、例えばいい授業をやっている教員の情報は、個人ベースで取りにいかないといけないのか、学校間、校長間で共有できるような仕組みがあるのか。

○教育長

校長の具体的な行動については、教員はもともとまじめな方々で、使命感を持ち、子どもたちの教育に取り組んでいる。しかし、特に荒れている学校などを担当する中で、なかなか成果が出ないと、幾らやってもだめかという敗北感が生じることもあると思う。「共通の目標を明確に持ち、その目標に向かって教員全員が一生懸命トライし、力を出せば必ず事態は変えられる。もし失敗して何かあった場合は、私が責任を取る。皆さんは自分の持っている力を精いっぱい出すように。」と校長が背中を押しながら、いい授業をやっている教員たちの授業を研究させるということがあったようだ。これをどう普遍化していくかという部分については、一緒に学校訪問をした菅野副参事から説明する。

○菅野副参事

該当校は、ごくごく普通の地域なので、教育長の話にあったように過去には荒れもあったが改善されたというその姿は、実際にその学校の生徒を見ることによって、一番わかる。現在、各学校は土曜日等に学校公開を実施しているので、他校の校長にその学校の学校公開の日に参観いただき、校長から教育方針等を教示いただくような機会をつくりたいと思う。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

○鈴木委員

学校の問題には、複合的な要因があるので、一つだけを取り上げて改善しようとするのは難しいと思う。各家庭の問題も含めて、いろいろな方からの様々な視点で一人の生徒を見ていくことが大切だと思う。子どもたちも関心を持って見守られることによって努力しようという気持ちになり、学校での子どもの生活態度や勉強への取組み方がよく

なり、学力向上につながる。温かい気持ち、思いやりの心を持って、皆さんと連携をとっていくということがとても大事だと思う。

○野口委員

とても良い話を聞いて、年度始めにうれしい気持ちになった。

委員としての意見だが、今日は、年度始めで、初めて教育委員会の定例会に出席した管理職もいる。4月には、区議・区長選挙もあり、また新たな行政の出発日になると思う。特に今回は東北地方太平洋沖地震や原発問題で、被災地から大田区にも避難してきた方がいると聞いている。特に避難してきた小中学生がいじめや差別などのないように、是非配慮をお願いしたい。北と南に地震が起きて、今後、いつ千葉県沖で地震が起きるかわからないという学者もいるようだ。既に研究中だと思うが、そういう地震が起きて、東京湾で津波が発生した場合には、大田区はどうなるのか。大田区として小中学生に何ができるのか、何をしなければいけないのか。新しい意見も入れながら、取り組んでいけたら良いと思う。

○鈴木委員

今、被災地から避難してきた子どもたちを各学校で受け入れているということだが、残念ながら他県でいじめなどの報道がされている。大田区教育委員会としては、その子どもたちにどの程度アプローチしているのか。

○教育長

少し数字が動いているかもしれないが、大田区の学校では、小学生15名、中学生10名、計25名の避難してきた子どもたちを受け入れている。この子どもたちには、5月8日の子どもガーデンパーティで、是非、区の子どもたちと交流してもらいたいと考え、準備を進めている。

また、震災対策については、今回の巨大な地震と津波の経験は、私たちの他山の石として考えないといけない。私も関東大震災や江戸時代に起きた幾つかの津波が東京湾をどのように動いたのかを勉強しているが、実際に予想外の津波が来ることが考えられる。3mくらいの津波でも、内陸部に入り、地形的な状況などで約3倍の10m位になるということだ。その場合、大田区ではどのような動きが出てくるのか、もう一度シミュレーションして、学校避難所が安全に状況を管理できるように条件を見直す必要があると思う。今回、被災した大川小学校では、まさかここまで津波は来ないだろうと校庭に避難し、津波によって児童100名位のうち70名位が亡くなっている。そういうことが起こっては困るので、教育委員会としても学校施設の安全について、最大限、もう一度見直していかなければならない。これについては、区長も重視すると話しているので、防災の見直しを進めていきたいと思っている。

各学校で、避難してきた子どもたちに対するがいじめなどが起きないようにどのような指導をしているかについては、小黒課長から説明する。

○小黒課長

各学校に対しては、いじめなどが起きないようにという通知を出している。

また、各学校においては、スクールカウンセラーや担任がメンタルケアを行い、十分配慮している。一人一人について、まだ十分に把握していない部分もあるが、状況を確認しながらどういうサポートができるのかを考えていきたい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○教育総務部長

平成23年度 教育委員会事務局の主要事務事業について説明する。

1 大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」事業

大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」事業は、次の13事業である。平成23年度の主な取組内容については、1 基礎学力の定着、2 小中一貫教育の推進、3 ICT教育の推進の3事業は昨年度と同様の取り組みをする。4 不登校施策の充実については、区内3カ所の適応指導教室の指導充実を図るとともに、4カ所目の新設教室開設候補地の選定をする。5 日本語指導教室の充実については、昨年と同様である。6 学校施設の改築については、嶺町小学校の改築を進める。学校改築についての基本計画・基本構想策定(1校)をする。7 学校施設の緑化の推進については、アプローチデッキの芝生化を久原小学校で、屋上緑化を仲六郷小学校で行う。8 学校運営システムの構築については、今年度中にシステム設計・構築を行い、今年度末からの運用を目指す。9 生涯学習リーダーの育成については、昨年度と同様にリーダー養成講座等を実施する。10 生涯学習センターの整備については、今年度は生涯学習相談会を年10回程度開催する予定である。生涯学習センター整備に向けた検討を行っていく。11 スポーツ施設の整備(大田区総合体育館の整備)については、来年3月竣工、6月末開館予定で整備を進めていく。今年度、指定管理者を選定し、運営方法の検討を行う。12 図書館の改築・改修に

については、大田図書館の空調機及び床改修工事を行う。13 馬込文士村資料の活用については、昨年度と同様、関連資料を整理し、活用していく。

2 その他の主要事務事業

その他の主要事務事業は、次の5事業である。1 校外施設の整備については、伊豆高原学園の改築であるが、PFI法に基づいて、事業者の公募、事業提案を審査して、事業者選定を行う。また、廃止した伊豆高原荘を伊豆高原学園の改築中の代替施設とするため改修していく。2 理科教育の推進については、おおたサイエンススクール、東工大・おおたサイエンスフェスタ、東京工業大学との共催による小・中学校理科の授業改善などが含まれる。3 中学生海外派遣については、今まではアメリカで2コースであったが、Aコースのアメリカのセーラム市とBコースでは新たにドイツのブレーメン市に中学生を派遣する。4 学校支援地域本部の設置については、平成22年度までのモデル実施の10校に加えて、平成23年度からは本格実施となる。さらに実施校の拡大をしていく。5 (仮称)大田区スポーツ振興計画の策定については、大田区総合体育館の整備にあわせて進めたいと考えている。5月頃に区民意識調査を行い、11月頃パブリックコメントを実施し、平成24年4月頃に公表する予定である。

○学務課長

平成23年4月7日現在 区立小・中学校在籍者数について報告する。

小学校は59校あり、館山さざなみ学校を入れて、児童数2万8,073名、学級数891学級である。特別支援については、児童数は223名である。

中学校は28校あり、糀谷二部を入れて、生徒数1万753名、学級数315学級である。特別支援については、生徒数117名となっている。

特別支援学級の通級については、小学校では大森東小学校から南蒲小学校の11校で児童数267名、中学校では大森第二中学校、御園中学校、東蒲中学校の3校で生徒数58名となっている。また、日本語学級の通級については、蒲田小学校が児童数21名、蒲田中学校が生徒数21名で、授業等を開始している。

○大田図書館長

図書館の休館等について説明する。

- 1 大森東図書館は、5月23日から5月28日まで、特別整理期間のために休館する。特別整理期間とは、ばく書、図書の虫干しのことである。
- 2 大森西図書館は、6月6日から6月11日まで、特別整理期間のために休館する。
- 3 大田図書館は、6月10日から6月23日まで、床工事のために一時休館する。期間中は、予約資料の受け渡し及び資料の返却のみの受け付けとなる。

○委員長

ただいまの報告に意見、質問はあるか。

○野口委員

教育総務部長から大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」事業とその他の主要事務事業の中に小中学校の防災対策整備・改善などを追記する必要はないか。

毎年、在籍者数が出るが、小学校の卒業生が4,500人以上いるが、区立中学校の1年生には3,500人しかいない。1,000人くらいは私立の中学校に行っているという判断ができる。特に大田区の場合は、学校支援地域本部を設置するなど努力しているが、私立へ行く生徒が増えてきているような気がしてならない。区立小学校において、区立中学校に行くという指導が少しずつでもできるといいと思う。そのためにも、もっともっと魅力のある中学校をつくっていかないといけないと思う。是非、そういう取組もしていけたら良いと思う。

○教育総務部長

防災について新たに主要事務事業として挙げる必要があるかどうかということであるが、本日、区長が初登庁して、まず防災力を総合的に見直していくと話している。教育委員会としても、あらゆることについて防災力の強化という面から見直していく必要があると思っているが、区政全般に関わることなので、教育委員会の主要事務事業の一つとして出すことはしていない。先程、教育長からの話にもあったが、避難所の運営、避難所のあり方についても見直していく必要があると考えている。

○委員長

ただいまの報告に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第30号議案について事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第30号議案 大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例原案について説明する。学校医、学校歯科医及び学校薬

薬剤師が公務によりけがをしたとき、あるいは障害が残ったときに、常時又は随時介護を受ける状態になったときに介護補償が行われる。介護補償は月を単位として行われ実費が支給されるのが原則である。ただ、その中には上限額を定めるものや、最低補償額を定めるものがある。今回はその額の改定である。

(介護補償) 第11条第2項第1号では、常時、介護をする場合で介護の費用を支出したときに、上限が定められている。現在は10万4,960円であるが、これを10万4,730円に改める。同項2号は、常時介護で、親族などの介護を受けるときの最低補償額5万6,930円を5万6,790円に改めるものである。同項3号は随時介護で介護の費用を支出したときに上限が定められていて、現在の5万2,480円から5万2,370円に引き下げる。同項4号は同様に随時介護で親族などの介護を受けるときに、最低補償の額として現在2万8,470円を2万8,400円に改めるものである。

提案理由は、公立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める制令が改正されたことに伴って改めるものである。この規定の経過措置については、2項にあるとおり、改正した介護補償の支給額は、施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、それ以前のものについては旧規定を用いる。

それから、別表(第3条関係)補償基礎額表についても改正する。これは、様々な補償基礎額を定めているもので、都の条例が改正されたため、区の条例においても改正するものである。都の基礎額表は東京都の職員の給料の増減に準じている。学校医、学校歯科医については、全区分すべてで基礎額がアップしている。これは率にすると0.85%のアップである。金額で言うと、学校医、学校歯科医では、5年未満は6,877円で58円の増、次は73円の増、96円の増、109円の増、127円の増、135円の増ということで、金額は違うが、率にしますと0.85%アップしている。これは職員の給料が人材確保の観点から引き上げられていて、その関係でこちらもアップしている。学校薬剤師については、5年未満と5年以上10年未満は引き上げられているが、10年以上の4区分は引き下げられている。これは、経験の浅い区分を引き上げまして処遇の改善をし、一方、経験年数10年以上のところは引き下げるが、経験年数が長くなるほど引き下げ幅を大きくするという改正になっている。

この経過措置として、付則第3項に平成22年12月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた場合は、経験年数が10年未満の場合には学校薬剤師は金額がアップするので、新条例別表を適用する。適用日前の場合には旧の規定を適用する。学校薬剤師は10年以上の場合はずべて引き下げられているので、付則第4項で不利益不遡及の原則で、施行日以後の場合には新条例別表を適用して、施行日前のものは従前の旧規定を適用する。付則第5項は、12月1日の適用日から施行日までの間に支給したものがあれば、それは新しい規定を適用したときの一部を払ったものだというように経過措置の規定である。

この条例は、公布の日から施行する。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第30号議案について、原案どおり決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

第30号議案について、原案どおり決定する。
第31号議案について、事務局から説明をお願いする。

○教育総務課長

第31号議案 大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明する。

学校医、学校歯科医などが公務上負傷し、あるいは病気になって障害が残ったときにその等級に応じて障害補償が行われる。その障害の等級がこの条例施行規則の別表により定められているが、このたび別表の基準となる政令が改正された。これにあわせて改正するものである。

まず一つ目は、男女差を解消するということがある。(旧)第7級12号 女子の外貌に著しい醜状を残すもの、第12級第14号 男子の外貌に著しい醜状を残すもの、この差が5級あるが、(新)第7級第12号では外貌に著しい醜状を残すものとなっている。外貌とは外見、日常的に人目につく部分ということで、第7級で男女の差を解消する。

(旧)第12級第15号 女子の外貌に醜状を残すもの、第14級第10号 男子の外貌に醜状を残すもの、これを(新)第12級第14号 外貌に醜状を残すものとして、同じ級に持ってきている。第9級第16号 外貌に相当程度の醜状を残すものを新設している。これは医療技術の進歩により、傷跡を相当程度軽減させることができるようになったことで、新設する。

施行期日は交付の日からで、経過措置がある。付則第2項 公務上負傷、あるいは疾病にかかり施行日前に治ったとき、第3項のように公務上死亡した場合に、その障害の状態の評価については、旧規定、従前の例による。第4項は平成22年6月10日から施行日までの間に治癒をした、あるいは第5項のように死亡した場合は、新しい規定を適用する。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。
(「なし」との声あり)

○委員長

第31号議案について、原案どおり決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

第31号議案について、原案どおり決定する。

第32号議案について、事務局から説明をお願いする。

○教育総務課長

第32号議案 大田区子ども読書活動推進計画（第二次）の策定について説明する。

提案理由は、子ども読書活動推進計画（第一次）が平成19年に終了し、改めて、子どもの読書環境の整備を推進するために、第二次子ども読書活動推進計画を策定するものである。

1 大田区子ども読書活動推進計画（第二次）の概要

(1) 策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき平成15年11月に策定した「大田区子ども読書活動推進計画」の第二次計画となる。第二次計画では、当初の計画で掲げた、大田区の子どもたちの健やかな成長に資するよう、家庭、地域、学校、行政の有機的な取り組みによって、次代を担う子どもが一人でも多く育つことを望むという、理念等を引き継ぎ、子どもの読書活動推進のための施策の方向性や取り組みを示す。

(2) 計画の特徴

ア 計画の目標数値を設定し、その達成に向けた取組を促す。目標については5項目設定する。

イ 実際の実践事例を数多く紹介し、今後の取組に活かす。全9事例を掲載している。

ウ 子ども読書活動の推進に関する基礎データを巻末に掲載し、関連数値の推移を示す。

(3) 計画の期間

平成23年度から平成27年度まで（5年間）

(4) 計画の構成

第1章 はじめに

子ども読書計画の意義や現状と課題を示す。

第2章 計画の基本方針

計画の性格、計画の目標、計画の期間及び計画の指標を示す。

第3章 具体的な取組み

1 家庭・地域における読書活動の推進、2 学校における読書活動の推進、3 図書館における読書活動の推進、4 読書活動における参考事例を示している。

第4章 第3章の取組みを一覧で示す。

(5) 計画素案に対する区民からの意見について

パブリックコメントを実施した。期間は平成23年3月23日から4月12日までである。意見の提出はお二人からあり、件数は3件であった。意見の要旨及び教育委員会の考え方は、次のとおりである。

ア 学校における読書活動の推進

(ア) 意見要旨

中学生が小学生向けに読み聞かせをしていることに興味を持った。全学年で月1回程、1学年上の児童が読み手となり、下級生の読み聞かせるような形にすると、読書を通して地域とのつながりも強くなるのではないか。

(イ) 教育委員会の考え方

これについては、意見を参考としながら、具体的に読み聞かせの方法、実施頻度について、各学校の状況に応じて対応していく。

イ 学校における読書活動の推進（学校図書館を利用した読書活動）

(ア) 意見要旨

土曜日・日曜日・長期休業中に学校図書館を開放していくためには、人材の配置が必要ではないか。

(イ) 教育委員会の考え方

学校ボランティアとの連携を図り、学校図書館の利用拡大に取り組んでいく。なお、長期休業あるいは長期休業という表現がなかったもので、夏休み等ということで2カ所計画の中の記載を修正した。

ウ 学校における読書活動の推進（司書教諭による読書活動の推進）

(ア) 意見要旨

全校に司書教諭の専任の方の配置を希望する。

(イ) 教育委員会の考え方

全校で司書教諭は配置しているが、この意見の意図は専任の学校司書を置いてくださいということだと思うが、まだそこまではできていない。教育委員会としては専任ではないが、計画に記載したとおり司書教諭を全校に配置していく。

(6) 省略

(7) 今後のスケジュール

平成23年5月下旬に区議会常任委員会で報告し、同6月に公表予定である。

2 大田区子ども読書活動推進計画（第二次）の計画指標

この推進計画（第二次）では、第2章 計画の基本方針 4 計画の指標 として、次のとおり5項目を掲げている。

(1) 区立図書館の児童図書蔵書数

児童図書蔵書数39万2,971冊（平成22年度末現在）を41万2,000冊（平成27年度）にしたい。

(2) 区立図書館の児童図書貸出冊数

児童図書貸出冊数137万5,609冊（平成22年度末現在）を170万冊（平成27年度）にしたい。

(3) 区立小・中学校における月間読書冊数

ア 小学校 8.6冊（平成22年度末現在）を10冊（平成27年度）にしたい。

イ 中学校 2.2冊（平成22年度末現在）を4.2冊（平成27年度）にしたい。

この目標数字は、全国の平均読書冊数（「第56回読書調査（2010年5月）」）とした。

- (4) 区立小・中学校における月間不読者数の割合（1か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒の割合）

ア 小学校 7.4%（平成22年度）を6.2%（平成27年度）に引き下げたい。

イ 中学校 22.7%（平成22年度）を12.7%（平成27年度）に引き下げたい。

この目標数字は、全国の不読者数（「第56回読書調査（2010年5月）」）とした。

- (5) 区立小・中学校の「学校図書館図書蔵書標準」を100%以上達成した学校数

ア 小学校39校（平成22年3月現在）を59校（平成27年度）

イ 中学校3校（平成22年3月現在）を28校（平成27年度）

学校図書館図書蔵書標準とは、文部科学省が定めていて、学級数の規模に応じた蔵書数の目標値が挙げられている。例えば、小学校18学級では1万360冊、中学校が12学級では1万720冊というように学級数に応じて目標値を定めている。これを達成した学校数である。平成22年3月現在、8割以上の学校で100%以上達成しているが、平成27年度には全校で100%達成したいと考えている。

この校数は平成22年3月現在で一年前のものですので、新しい数字がわかり次第、この数字を置きかえたいと考えている。

- 2 大田区子ども読書活動推進計画（第二次）の具体的な取組
推進計画（第二次）第3章に具体的な取り組みの記載している。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○藤崎委員

パブリックコメントで、どのようなコメントをいただいたか、それに対してどう返したのかということが閲覧できるということか。

○教育総務課長

パブリックコメントでいただいた意見に対して、回答も示したいと思っている。

○藤崎委員

なぜそういう質問をしたかというのと、「各学校の現状に応じて対応する。」と答えているということは、当然、学校長以下、これを知っていなければならない。そして、各学校に「こういう理由でできます（できません。）」という判断が委ねられていないと、このパブリックコメントが生きてこないのでは質問した。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

○野口委員

何年か前、図書を増やした記憶があるが、それを利用する子どもたち、それを活用する司書教諭などがいなくてはだめだということで充実してきたと思う。

この推進計画（案）は、どのように配付され、周知されるのか。例えば、学校支援地域本部でも図書室の整備などがある。保護者が学校に行き、図書館の当番になった、子どもたちの世話をすることも増えてきている。そうした保護者の方々にも推進計画（案）が配布されるのか。

○教育総務課長

現在のところ配布先は未確定だが、当然、各学校長に説明をし、各学校に配付する予定である。今、意見をいただいたので、学校に数冊届け、なるべく広く見ていただこうと考えている。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

第32号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第32号議案について、原案どおり決定する。

第33号議案について、事務局から説明をお願いします。

○社会教育課長

第33号議案 大田区総合体育館の指定管理者の選定について説明する。

1 設置目的

現在、建設中の大田区総合体育館は、区民が生涯を通じてスポーツに親しむことにより、健康で豊かな人生を楽しむことができる社会の実現のために設置するものである。平成22年第1回区議会定例会で大田区総合体育館条例を定めており、それに基づいて指定管理の手続を進めてきた。

2 これまでの経過と今後の予定

今年1月に公募を行い、2月28日に書類審査を行い、3月30日にプレゼンテーションとヒアリングを実施した。

3 審査結果

この表のとおり第一候補者が決定し、協議を進めてきた。

第1位の団体は、まだ指定管理者に決定されたわけではないので、名称については口頭では申し上げられないが、自主事業の提案が非常に充実していたことに加えて、営業力が高く、国際試合や国内の大きな試合等と呼び込む力が非常にあると評価をされた。この総合体育館は区民の方がスポーツを楽しみ、たくさん利用をしていただくこと、つまり「するスポーツ」とともに、トップリーグの試合の開催ができる体育館として「見るスポーツ」についても力を入れていきたいというコンセプトがある。国際都市おおたにふさわしい国際試合等も視野に入れた営業も指定管理者に求められている。

本日、教育委員会にて承認いただきましたら、6月には第2回大田区議会定例会において、指定管理者の指定を予定しており、最終的には7月の教育委員会定例会において指定することになる。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第33号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第33号議案について、原案どおり決定する。

第34号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第34号議案 公文書不存在通知決定に係る審査請求の裁決について説明する。審査請求人の氏名は、伏せて説明する。

裁決書(案)の内容は、次のとおりである。

審査請求人が平成23年3月16日付けで提起した公文書不存在通知決定に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文 本件審査請求を却下する。

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、大田区教育委員会教育長が平成23年3月9日付けで審査請求人に対してした公文書不存在通知決定について、当該通知書に記述された不存在理由の内容及び書き方について不服があるというものである。

2 審査請求の理由

平成23年3月9日付け22指第12729号において、不存在理由を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められているため。」と記述しているが、法の

名称が書かれているだけでその条文が明らかになっていない。きわめて不誠実な書き方であり、承服できない。

第2 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 請求人から、平成23年2月22日付け本件審査請求に係る公文書開示請求書の提出があり、教育長は、平成23年2月23日にこれを受理した。

この公文書開示請求書（別紙2）には、2 公文書の件名又は内容として、『大田区教育委員会が教育長に事務委任した「都から派遣された日勤講師に関する勤務条件、服務等」についての規則。大田区教育委員会は都から日勤講師の派遣を受けたとき、その勤務条件等について事務委任をしているはず。その委任の事実がわかるものの開示を請求する。』とある。

(2) 教育長は、平成23年3月9日付け公文書不存在通知書を作成し、請求人に送付した。

公文書不存在通知書（別紙3）では、不存在理由として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められているため。」としている。

(3) 請求人から、（中略）審査請求書（別紙4）が提出され、（中略）平成23年3月17日にこれを受領した。

審査請求の趣旨と理由は、前述のとおりである。

(4) 教育長は、平成23年4月22日付け「公文書不存在通知の取消について」（別紙5）により、平成23年3月9日付け公文書不存在通知書の「不存在理由」に誤りがあったため、同通知書を取り消すことを通知した。

なお、教育長は、平成23年4月22日付けで、改めて「公文書不存在通知書」を請求人に送付した。

改めて送付した公文書不存在通知書（別紙6）では、『大田区は、東京都から「日勤講師に関する勤務条件、服務等」について事務委任を受けていないため。』として、委任の事実がわかるものはないということで理由を修正している。

2 判断

(1) 本件は、教育長が作成した公文書不存在通知書の「不存在理由」に誤りがあったことから、平成23年3月9日付け22指第12729号で請求人に対してした、公文書不存在通知決定を取り消し、新たに作成した公文書不存在通知書を請求人に送付した。このことから、本件審査請求は先行処分である公文書不存在通知決定処分を前提としているため、当該処分の取り消しにより、本件審査請求に係る処分の効力は消滅したことになる。

よって、本件審査請求は不適法であって、却下を免れない。

(2) 以上のとおりであるので、教育長が行った、本件審査請求に係る公文書不存在通知の不存在理由について、判断するまでもない。

3 よって、本件審査請求は不適法であるので、行政不服審査法第40条第1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○野口委員

専門的な立場から櫻井委員長に意見を伺いたい。

○委員長

公文書の開示請求がなされて、公文書の不存在通知書を出したところ、書き方がなっていないということで審査請求がなされたが、そもそも書き方がなっていないと言われた最初の不存在通知書は取り消した。取り消して新たな不存在通知書を出して、クレームの対象になる文書がなくなったので、それに対して異議を申し立てる対象がなくなった。取り消されているので改めろという対象がないので、ないものに対しての審査請求は不適法ということで、却下となっている。

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第34号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第34号議案について、原案どおり決定する。

第35号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第35号議案 公文書不存在通知決定に係る審査請求について説明する。請求人氏名は伏せて説明をする。

決定内容は、次の三点である。

(1) 本件審査請求については、適法なものと判断して受理をすること

(2) 教育長に弁明書の提出を求めること

(3) 双方の主張、立証がそろい次第、大田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

経過は、次のとおりである。

請求人から、平成23年3月8日付けで公文書開示請求書(別紙2)が提出された。2の公文書の件名又は内容には、「適応指導教室に勤務する相談員に指導課が行う研修の受付の手伝いをさせることができる根拠となる文書」とある。

これに対して、平成23年3月23日付け公文書不存在通知書（別紙3）を出している。不存在理由として、法律、規則等四つに定められているので文書はないと答えている。

これに対して、請求人から、平成23年3月25日付け審査請求書（別紙1）が提出された。審査請求の理由は「（前略）しかしながら適応指導教室に勤務する相談員の辞令は各学校になっている。（中略）つまり都から日勤講師の派遣を受けた大田区教育委員会が大田区教育委員会として日勤講師の勤務を明確に規定していない以上、都の職務規定が適用される。以上（中略）により、教育センター所長は適応指導教室に勤務する相談員の上司である、及び大田区教育委員会の主管する研修会の受付の手伝いが教育相談員の職務であるという2点は成立しない。（後略）」としている。

簡単に言ってしまうと、教育センターの職員がなぜ指導課の仕事の手伝いをさせられるのか、それがわかるものを示せということである。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

第35号議案について、原案どおり決定してよいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第35号議案について、原案どおり決定する。

第36号議案について説明を求める。

○教育総務課長

それでは、第36号議案 公文書開示決定に係る審査請求について説明する。審査請求人は伏せて説明する。

決定内容は、次の三点である。

（1）本審査請求について、適法なものと判断して受理する。

（2）教育長に本審査請求についての弁明書の提出を求める。

（3）双方の主張、立証が済み次第、大田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

経過は、次のとおりである。

請求人から、平成23年3月9日付けで公文書開示請求書（別紙2）が提出された。2の公文書の件名又は内容は、「適応指導教室へ入室基準が示されている文書」である。

これに対して、平成23年3月25日付けで公文書開示決定通知書（別紙3）を出している。公文書の件名又は内容として、『大田教育委員会適応指導教室「つばさ」設置要綱』としている。この要綱には、対象者という条文があり、それが入室基準だと答えている。開示の日時として、「平成23年4月6日（中略）にお越しく下さい。」と書いてあるが、実際には来所はされていない。

これに対して、請求人から平成23年3月27日付けで審査請求（別紙1）が提出されている。審査請求の理由として、『（前略）「つばさ」の設置要綱には適応指導教室への「入室基準」は示されていない。私（審査請求人）が請求したものは、適応指導教室への入室に際してどのような基準があるのか明記されている文書である（後略）』ということで、審査請求の趣旨にあるように、請求したものと違うものだとということで審査請求書が出されている。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

第36号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第36号議案について、原案どおり決定する。

第37号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第37号議案 公文書開示決定に係る審査請求について説明する。審査請求人の氏名は伏せて説明する。

決定内容は、次の三点である。

（1）本審査請求について、適法なものと判断して受理する。

（2）教育長に本審査請求について弁明書の提出を求める。

（3）双方の主張、立証が済み次第、大田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問をする。

経過は、次のとおりである。

請求人から、平成23年3月10日付けで公文書開示請求書（別紙2）が出されている。公文書の件名又は内容については、「平成22年4月1日時点での、適応指導教室に勤務する相談員の勤務時間の割り振りを示した文書」とある。

これに対して、平成23年3月25日付けで公文書開示決定通知書（別紙3）を出している。公文書の件名または内容は、「大田区立教育センター教育相談員等設置要綱」で、これを開示すると通知した。4月6日を指定したが、本人は来所していない。

これに対して、請求人から、平成23年3月27日付けで審査請求書（別紙1）が出されている。審査請求の趣旨は、「開示公文書が請求したものと相違するため。」ということである。審査請求の理由は、『（前略）大田区教育センター教育相談員等設置要綱をもって、平成22年4月1日時点での適応指導教室に勤務する相談員の勤務時間の割り振りを示した文書としているがこれは事実と相違する。（中略）私（請求人）が求めているのは平成22年4月1日現在の「教育センター及び適応指導教室「つばさ」に勤務す

る教育相談員（都費嘱託員及び都費非常勤職員）」の勤務時間の割り振りを示した文書である。（中略）請求者の要求を満たしておらず、承服できない。』としている。

○委員長

これについて、意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

第37号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第37号議案について、原案どおり決定する。

第38号議案及び第39号議案については、同様の内容なので一括して事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第38号議案 学校事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について、第39号議案 学校事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について、一括して説明する。

第38号議案及び第39号議案の提案理由は、「大森第七中学校の野球ボール飛球に伴う屋根瓦損傷事故の損害賠償について専決処分により賠償金の支払いを行った。地方自治法第180条に基づき本件について区議会への報告を行う。予定としては、5月に開催予定の臨時会に提出したいと考えている。

被害の内容は、大森第七中学校の野球部の部活動中に生徒が打ったボールが高さ15メートルの防球ネットを越え、個人宅の屋根瓦に当たり、屋根瓦を損傷した。

対応の経過は、次のとおりである。

1 38号議案

平成21年11月27日に屋根損傷の被害の申し出があり、その後、繰り返し近隣住民への説明会及び個別の示談交渉をしてきた。平成23年4月14日に示談を取り交わし、同4月26日に賠償金として、40万5,520円を支払った。

2 第39号議案

平成21年11月27日に屋根損傷の被害の申し出があり、その後、繰り返し近隣住民への説明会及び個別の示談交渉をしてきた。平成23年4月14日に示談を取り交わし、同4月26日に賠償金として、31万5,000円を支払った。

この大森第七中学校の飛球ボールについては、12世帯から被害の申し出があった。今回、2件示談を取り交わし、これで合計6世帯と示談が調った。今後も誠意をもって示談を進めていきたい。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第38号議案及び第39号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第38号議案及び第39号議案について、原案どおり決定する。

第40号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第40号議案 東北地方太平洋沖地震後の施設点検時に発生した事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について説明する。

提案理由は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震後、施設点検時に発生した水道局所有メーターの破損事故について専決処分により賠償金の支払いを行った。地方自治法第180条の規定に基づき、本件について区議会への報告を行う。5月に開催予定の臨時会に提出したいと考えている。

事故の内容は、3月11日に発生した地震後、施設の漏水の早期発見のため、3月14日学務課から各学校へ調査を依頼した。調査は授業終了後と翌朝に水道メーターを検針し、大幅な数値の変化がないかどうかを確認することを目的とした。3月14日に大森第二中学校で、午後5時頃、2箇所ある水道メーターの検針を行った。このメーターは地中に敷設されていて、25kgから30kgくらいの相当重いふたがある。そのふたをバールで引っ掛けて持ち上げたときに、バールが外れてふたが落ちた。このため、ふたが水道メーターに当たってしまいメーターの液晶部分を破損してしまった。

事故後の経過は、事故後、すぐに水道局に連絡をしたところ、東京都給水条例により、都に損害を賠償する規定になっていると説明を受けた。この規定にある賠償金額は、11万9,800円である。本年4月5日に支払いを行った。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

これは、どうしてバールがはずれたのか。

○学務課長

ふたにはバールを引っ掛ける筒状のものが、これがかなり古くなっていた。このため、通常だと引っ掛けてきれいに上がるが、かなり古い状態だったため、バールを無理やり入れて引っ張り上げようとしたときにフックがうまく動かなくてすべってしまったと聞いている。

○委員長

それは水道局のふたのメンテナンスが悪いということはないのか。

○学務課長

かなり古い状態で、メンテナンスよりも経年変化による不具合だと思う。

○委員長

引っ掛けて上げることが予定されているもので、検査しないといけないときには検査するものであったならば、経年変化で劣化してそれができなくなってしまったのだったら、それはメンテナンスの問題だと私は思う。

○学務課長

もう一点説明すると、ふたを留めるふちがあるが、これがかなり浅くできていて、通常より引っ掛けるところが浅かったことも、滑り落ちる原因になったようだ。

○委員長

細かい損害のことだが、そういうものを落として人の足に当たるとけがにもつながりかねない。人が不注意でやったのか、物の構造が駄目なのかもきちんとチェックする必要があると思う。今、学務課長の説明のニュアンスでは、物の形状が悪いということで、水道局が状態の悪い物を置いていたのが原因ではないか、と専門家としては言いたくなる場所だが、そういうことではないか。

これは過失責任で、過失があるから賠償するので、そうではなくて、その物の具合が悪くて引っ掛けられなくて、きちんと動作をしたのに落ちてしまったのなら、その物が悪いわけだ。そういうことは検討しているか。

○教育センター所長

私が学務課長だったときの事故なので、少し補足する。確かにこのふたは古い物ではあるが、引っ掛けて上げることができないほど形状が悪かったということではない。本来ならば、重い物なので、もう少しきっちりと引っ掛けるなりして、行動に注意して取り扱っていれば対応できたということなので、設備が原因とは言いかねると当時の学務課長として判断した。

○委員長

そうではないかと思ったので、質問した。そうであったら、この程度ですんだからいいが、重量物を扱うときには教員は十分注意するように、これを機に周知していただきたい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第40号議案について、原案どおり決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

第40号議案について、原案どおり決定する。
これをもって、平成23年第4回教育委員会定例会を閉会する。
(午後3時30分閉会)